3. 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」を学ぶ ～差別と合理的配慮について

「障害者差別解消法」は 2016（平成 28）年４月１日施行を控え、内閣府障害者政策委員会で「基本方針」の検討が進められています。「基本方針」の閣議決定後、各行政機関等において対応要領・対応指針の検討が始まります。「差別」と「合理的配慮」についてもう一度理解を深めるとともに、障害者差別解消法が制定された後、私たち聴覚障害者の生活にどのように影響するのか、様々な視点から皆で一緒に考えましょう。

◆総合司会：一般財団法人全日本ろうあ連盟　理事
福祉・労働委員会　副委員長　吉野　幸代

◆基調講演
「聴覚障害者の差別、合理的配慮とは」
講　　師：弁護士　田門　　浩
（内閣府障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会　委員）

◆パネルディスカッション
コーディネーター：一般財団法人全日本ろうあ連盟　理事
福祉・労働委員会　委員長　松本　正志
パネラー：
・（ろう弁護士の立場から）弁護士　田門　　浩
・（使用者の立場から）　（打　診　中）
・（ろう運動の立場から）
一般財団法人全日本ろうあ連盟　副理事長　小中　栄一